

# 身体拘束廃止に関する指針

介護老人保健施設 みどりの里  
身体拘束廃止委員会  
令和 6 年 3 月 1 日 改定

## 1. 身体拘束廃止に関する考え方

(介護老人保健施設 みどりの里における身体拘束対策に関する指針)

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。介護老人保健施設 みどりの里（以下、当施設）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

### （1）介護保険指定基準の身体拘束廃止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為、緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

### （2）緊急・止むを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は必要最低限の身体拘束を行う場合があります。

- ① 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、以上3つの要件を全て満たすことが必要です

## 2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

### (1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

### (2) 止むを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護する為の措置として、緊急止むを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ本人又は家族の説明同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

### (3) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動、尊厳ある生活に努めます。
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行いません。万一止むを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束廃止委員会において検討をします。
- ⑤ 「止むを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をして頂けるように努めます。

### 3. 身体拘束廃止に向けた体制

#### (1) 身体拘束廃止委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束廃止委員会を設置します。

##### ① 設置目的

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善に向けての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

##### ② 身体拘束廃止委員会の構成員

- ・施設長、医師
- ・事務長、事務次長
- ・看護職員
- ・介護職員
- ・リハビリ職員
- ・支援相談員

※この委員会の責任者は施設長とし、その時参加可能な委員で構成する

##### ③ 身体拘束廃止委員会の開催

- ・定期開催します(3ヶ月に1回、拘束実施者がいる場合は毎月、他必要時は随時開催)

(流れ)

- ・拘束者の拘束廃止に向けての検討
- ・担当への助言
- ・記録チェック、勉強会等検討
- ・急な事態（数時間以内に身体拘束を要す場合）は、生命維持の観点から多職種協働での委員会に参加できないことが想定されます。そのため、意見を聞く等の対応により各スタッフの意見を盛り込み検討します。

#### 4. 止むを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急止むを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、身体拘束委員会責任者である施設長(医師)の指示(別紙1 身体拘束等についての確認事項)のもと、以下の手順に従って実施します。(参考資料：みどりの里における身体拘束判断・実施フローチャート)

##### <介護保険指定基準における身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- (1) 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- (6) 車椅子、椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帶や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- (8) 脱衣やオムツはずしを制限する為に、介護衣（つなぎ服）を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る
- (10) 行動を落ち着かせる為に、抗精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

##### ①カンファレンスの実施

緊急止むを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間について検討し本人及び家族に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

##### ②利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、別紙2緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書及び同意書を用いて、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態等を確認説明し、同意を得た上で実施します。

#### ④ 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式(別紙3緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録)を用いてその様子・心身の状況・止むを得なかつた理由等を記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を隨時検討します。その記録は5年間保存、行政の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

#### ⑤ 拘束の解除

④の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、施設長(医師)の身体拘束解除についての指示(別紙1身体拘束等についての確認事項)をもとに速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者・家族に報告します。

尚、一旦その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合がありますが、再度数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、契約者・家族に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承の元同意書の再手続きなく生命維持の観点から同様の対応を実施させていただきます。

## 5. 身体拘束に向けた各職種の役割

身体拘束廃止の為に、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

(施設長・医師)

- ①身体拘束委員会の統括管理
- ②ケア現場における諸課題の統括責任
- ③医療行為への対応
- ④看護職員との連携

(事務長・事務次長)

- ①身体拘束廃止に向けた職員教育
- ②施設のハード・ソフト面の改善
- ③チームケアの確立
- ④記録の整備

(看護職員)

- ①医師との連携
- ②施設における医療行為範囲の整備
- ③重度化する利用者の状態観察
- ④記録の整備

(介護職員)

- ①拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- ②利用者の尊厳を理解する
- ③利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- ④利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- ⑤利用者とのコミュニケーションを十分にとる
- ⑥正確かつ丁寧に記録する

(リハビリ職員)

- ①利用者の身体機能の確認と把握
- ②利用者の生活環境の整備

(支援相談員)

- ①医療機関・家族との連絡調整
- ②家族の意向に沿ったケアの確立

## **6. 身体拘束廃止・改善の為の職員教育・研修**

介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行います。

- ①定期的な教育・研修の実施
- ②新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

## **7. ご利用者様等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針**

①この指針は、ご利用者等に身体拘束廃止への理解と協力を得るために、ホームページに掲載などをし、いつでも自由に閲覧することができるようになります。また、利用者及び家族等から閲覧の要望があった場合には応じるものとします。

②この指針は、当施設内に設置し、いつでも自由に閲覧することができます。

## (別紙1) 身体拘束等についての確認事項

入所及び入所予定 :

利用者氏名		性別	
生年月日		要介護度	

### 【開始理由の確認】 確認日 :

・身体拘束の開始	<input type="checkbox"/>	医師は、職員と協議し、以下の三要件を満たしており、やむを得ず 身体拘束の開始を行う。	
・三要件の確認	<input type="checkbox"/>	切迫性：本人又は他の患者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が 著しく高い	
	<input type="checkbox"/>	非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護方法 がない	
	<input type="checkbox"/>	一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的である	
・身体拘束が 必要な理由	<input type="checkbox"/>	転倒・転落の危険性が極めて高い	
	<input type="checkbox"/>	治療に必要なチューブ類を抜くなど身体への危険性が高く治療上の 不利益が生じる可能性が高い	
	<input type="checkbox"/>	精神運動興奮による不穏が強度で危険性が高い	
	<input type="checkbox"/>	意識障害や認知機能の低下があり危険回避が困難	
	<input type="checkbox"/>	自傷行為あるいは異食行為、不潔行為などが激しい	
<input type="checkbox"/> ミトン	<input type="checkbox"/> 抑制帯	<input type="checkbox"/> 4点柵	<input type="checkbox"/> 固定ベルト

開始日時及び開始日時予定 :

担当医		
看護担当		介護担当

### 【解除理由の確認】 確認日 :

・身体拘束の解除	<input type="checkbox"/>	医師は、職員と協議し、身体拘束の解除を行うこととする。	
・身体拘束の解除に 至った判断	<input type="checkbox"/>	身体拘束等に必要な三要件を満たさなくなった	
	<input type="checkbox"/>	身体拘束等の影響から身体的侵襲が出現した	
<input type="checkbox"/> ミトン	<input type="checkbox"/> 抑制帯	<input type="checkbox"/> 4点柵	<input type="checkbox"/> 固定ベルト

解除日時及び解除日時予定 :

担当医		
看護担当		介護担当

■身体拘束に関する説明書及び同意書・経過観察記録

(  初回 ·  繰り返し )

(別紙2) 緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書及び同意書

様

1. あなたの状態が、下記の記(A.B.C.)を満たしている為に、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
2. ただし、解除することを目標に鋭意検討を行う事を約束させていただきます。

記

- A. 入所者本人、又は他の人の入所者等の生命、又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B. 身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法が無い
- C. 身体拘束、その他の行動制限が一時的である

個別の状況による、拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 ( 場所、行為(部位・内容) )	
拘束の時間帯及び、時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び、解除の予定	

上記のとおり、実施致します

令和 年 月 日 代表者 三木 美規重  
施設名

介護老人保健施設みどりの里

記録者

( 入所者・家族の記入欄 )

上記の件について説明を受け、確認致しました。

令和 年 月 日 氏名

( 本人との続柄 )

【記録2】

(別紙3) 緊急やむを得ない身体拘束の関する経過観察・再検討記録

樣

## **みどりの里における身体拘束判断・実施フローチャート** 身体拘束廃止委員会作成 2024.3

※開始・解除の判断：三木施設長 文書管理：小倉委員

以下の職員が三木施設長及び小倉委員のサポートを行う

**看護：北山・山本・中野 介護：坂本 施設ケアマネ：高橋 支援相談員：後藤田・三島**

### **実施にあたっての手順**

#### **入所前**

入所予定利用者の情報収集時に身体拘束についての情報を把握した場合、

看護(北山)から施設長（三木医師）へ報告し指示を仰ぐ

※指示書には（別紙1）身体拘束等についての確認事項を使用

#### **入所中**

入所利用者に緊急やむを得ない場合に該当する3要件が生じた場合、

身体拘束廃止委員が施設ケアマネや看護・介護職員と相談し、

看護(北山・山本・中野)から施設長（三木医師）へ報告し指示を仰ぐ

※施設長不在時に生じた場合は、出勤者が相談し対応する。翌日業務開始時に対応内容

(身体拘束の方法、理由、時間帯)を身体拘束廃止委員及び施設長へ報告し指示を仰ぐ

#### **身体拘束実施前**

施設ケアマネまたは看護・介護担当者から利用者及び家族等に

身体拘束の方法、理由、時間、時間帯、期間等を詳細に説明、同意を得る

※（別紙2）緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書及び同意書を使用

#### **身体拘束実施中**

定期的(3ヶ月に1回)にカンファレンスを実施、3要件を満たしているか評価

※（別紙3）緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録を使用

3要件に該当しなくなった場合には施設長へ報告し指示を仰ぎ、身体拘束を解除

※指示書には（別紙1）身体拘束等についての確認事項を使用

**備考：文書運用は別紙1・2・3をセットとしカルテに保管(5年保管後廃棄)**